

処 分 基 準

平成27年4月1日作成

| | |
|-----------|--|
| 法 令 名 | 銃砲刀剣類所持等取締法 |
| 根 抱 条 例 | 第9条の11第2項 |
| 処 分 の 概 要 | 練習用備付け銃に係る打刻命令 |
| 原 権 者 | 埼玉県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め | 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令） |
| 処 分 基 準 | 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の獣銃等がある場合等は、打刻を命ずる。 |
| 問 合 せ 先 | 埼玉県警察本部生活安全部保安課 |
| 備 考 | |